資料No.3

賃金改定状況調査について（概要）

1　調査の概要

(1) 調査の地域

都道府県庁所在都市及び都道府県ごとに原則として人口５万人未満の市より選定した１又は複数の市（以下、「地方小都市」という）の区域

(2) 調査事業所数及び調査労働者数

当該年６月１日現在の常用労働者数が３０人未満の企業に属する民営事業所で、１年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した事業所

調査事業所数	約4，０００事業所
都道府県庁所在都市	約3，０００事業所
地方小都市	約1，０００事業所
調査労働者数	約３１，０００人

(3) 調査対象期日及び項目

イ　次の事項については、当該年６月１日現在における事実について調査する。

(ｲ) 事業所の名称、所在地、企業規模、事業内容

(ﾛ) 労働者の性、就業形態等

ロ　次の事項については、前年６月分及び当該年６月分における事実について調査する。

(ｲ) 労働者の月間所定労働日数、１日の所定労働時間数

(ﾛ) 労働者の所定内賃金額

ハ　賃金改定率については、当該年１月から６月までの事実について調査する。

2　本調査の基本的性格

(1) 賃金の改定状況の把握を目的としていること

本調査は、賃金額の実態を把握することを目的とするものではなく、賃金の改定状況の実態を把握することを目的とするものである。

(2) 迅速性が求められていること

本調査は、各年６月分の賃金の実態調査を通じて賃金の引上げ状況等を把握し、その調査結果を７月の中央最低賃金審議会に提出することになっているため、極めて短期間に調査票を回収し、集計する必要がある。

(3) ランク別の集計であること

本調査結果は、ランク別に集計して利用されるものである。

(4) 継続性の確保が必要であること

3　調査事業所数割合

(1) 産業別

調査事業所は、特定の業種に偏ることのないよう留意しつつ、次のとおり選定している。

イ　選定する調査事業所の各産業間の割合は、おおむね製造業：卸売・小売業：飲食店，宿泊業：医療，福祉：サービス業＝６：３：１：１：２としている。(平成２１年度より、製造業：卸売業，小売業：宿泊業，飲食サービス業：医療，福祉：その他のサービス業(※)＝６：３：１：１：２。ここで、その他のサービス業とは、学術研究，専門・技術サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）を合わせたもの。以下同じ。)

ロ　県庁所在都市の区域において選定する調査事業所の各産業間の割合は、おおむね製造業：卸売・小売業：飲食店，宿泊業：医療，福祉：サービス業＝３：３：１：１：２としている。(平成２１年度より、製造業：卸売業，小売業：宿泊業，飲食サービス業：医療，福祉：その他のサービス業＝３：３：１：１：２)

ハ　地方小都市の区域においては製造業のみとしており、県庁所在都市の製造業との割合が１：１となるようにしている。

(2) 規模別

イ　県庁所在都市の区域において選定する調査事業所の各規模間の割合は、おおむね以下のとおりである

	１～９人		１０～２９人
製造業	２	：	１
卸売・小売業	３	：	１
飲食店，宿泊業	３	：	１
医療，福祉	３	：	１
サービス業	３	：	１

(平成２１年度より

	１～９人		１０～２９人
製造業	２	：	１
卸売業，小売業	３	：	１
宿泊業，飲食サービス業	３	：	１
医療，福祉	３	：	１
その他のサービス業	３	：	１)

ロ　地方小都市の区域においては、おおむね以下のとおりである。

	１～９人		１０～２９人
製造業	２	：	１

4　地方小都市の選定

地方小都市については、次の点を考慮の上選定している。

(1) 原則として人口５万人未満の都市であること。ただし、人口５万人未満の都市であっても、次の(2)及び(3)に該当するものがない場合には、人口５万人以上の都市であって(2)及び(3)に該当するものからを選定すること。その場合においても、できるだけ人口の少ない都市とすること。

(2) 都道府県内の賃金実態から見て、比較的賃金水準の低い都市であること。

(3) 労働基準監督署が設置されている等により調査の便宜が得やすい都市であること。

5　調査の日程

(1) 調査期間　原則として６月１日から２０日

(2) 本省提出　６月２０日

(3) 結果集計　６月中旬から７月上旬

(4) 結果報告　平成２０年度は、７月９日の中央最低賃金審議会第２回目安小委員会において審議資料として提出し、公表した。

総務省承認	No. 27244
承認期限	平成20年12月31日まで

都道府県番号	市区町村番号	事業所番号	産業分類番号 大	中	小

企業規模番号	調査区域番号
1. 1 ～ 9人 2. 10 ～ 29人	1. 県庁所在都市 2. 地方小都市

枚のうち　　枚目

最低賃金に関する実態調査
賃金改定状況調査票

厚生労働省 ㊙

連絡先 TEL	－ －
主要な生産品の名称又は事業の内容 （主要とは総売上高の最も多いものをいいます。）	
記入担当者	

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

1. 事業所に関する事項（注1）

(1) 事業所の労働者数（臨時、パートを含む）	人	(4) 事業所の1日の所定労働時間数	．時間
(2) 労働組合	1. 有　2. 無	(5) 事業所の平成18年度（平成18年4月～平成19年3月）の年間所定労働日数	．日
(3) 事業所の月間所定労働日数	．日	(6) 事業所の平成19年度（平成19年4月～平成20年3月）の年間所定労働日数	．日

(7) 賃金改定の状況

平成20年1月から6月までの間に、定期昇給、ベースアップによる賃金引上げ、又は賃金引下げを実施しましたか。

- 1 実施した（する）→
  - 1 引き上げた
  - 2 引き下げた
  - → ① 1人平均引上げ、又は引下げ率はいくらですか。→ ．%
  - → ② 賃金改定の実施時期は昨年と比較して、→ 1 変わらない　2 早かった　3 遅かった　4 その他
- 2 実施していない → 賃金改定は、
  - 1 昨年同様、7月以降実施の予定。
  - 2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定。
  - 3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定。
  - 4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定。
  - 5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定。

2. 労働者に関する事項

(1) 一連番号	(2) 労働者番号 番号、記号、氏名（イニシャル）等どの方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますのでそのときにわかるようにしておいてください。	(3) 性 男 女	(4) 就業形態 一般 パート	(5) 年齢 歳	(6) 勤続年数 3月未満 / 3月以上～6月未満 / 6月以上～1年未満 / 1年以上～2年未満 / 2年以上～3年未満 / 3年以上	(7) 職種又は仕事の内容	職種コード	平成19年6月分 (8) 賃金形態及び基本給額 1、2、3のいずれかに○をつけ、対応する額を記入してください。 月給 日給 時間給	(8) 基本給額 万 千 百 十 円	(9) 諸手当（月額） 賞与、時間外手当、宿日直手当などは除きます。 万 千 百 十 円	(10) 月間所定労働日数 日	(11) 1日の所定労働時間数 時間	平成20年6月分 (12) 基本給額 (8)欄で○を付した1、2、3に対応する額を記入してください（注2）。 万 千 百 十 円	(13) 諸手当（月額） 賞与、時間外手当、宿日直手当などは除きます。 万 千 百 十 円	(14) うち精皆勤手当 万 千 百 十 円	(15) うち通勤手当 万 千 百 十 円	(16) うち家族手当 万 千 百 十 円	(17) 月間所定労働日数 日	(18) 1日の所定労働時間数 時間
1		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.
2		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.
3		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.
4		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.
5		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.
6		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.
7		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.
8		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.
9		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.
0		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3			.	.						.	.

（注1）　2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

（注2）　平成20年の賃金形態（月給、日給、時間給の別）が平成19年と異なる場合は、平成20年の基本給額を平成19年の賃金形態に対応する金額に換算して(12)に記入してください。また、平成19年6月2日以降雇用され、平成20年6月1日に在籍している労働者については、平成20年の賃金形態に関し、(8)欄の1、2、3いずれか該当するものに○をつけてください。

※　記入に当たっては、黒又は青のボールペンを使って、□（太線）の中に記入してください。